

# 「地震被災建築物の応急危険度判定」講習会

地震による被災建築物の応急危険度判定作業を行う判定士登録のための講習会を開催します。南海トラフ地震の発生が危惧される愛媛県では、判定士が不足しており、技術者である皆様の協力が必要です。是非、当講習会の受講をお願いします。

なお、すでに応急危険度判定士として登録されている方は、再受講する必要はありませんが、判定基準の再認識や近年の関係情報を得ること、又 CPD の単位取得等ができますので、受講されることをお勧めいたします。(再受講の方は、テキスト「被災建築物応急危険度判定マニュアル (緑色の冊子)」をご持参ください)

**開催日時** 平成 31 年 2 月 5 日(火)  
**13:00~16:00(受付 12:30~)**  
**講習会場** 愛媛県武道館 大会議室  
(松山市市坪西町 551)  
**申込締切** 1 月 25 日(金)必着  
**受講料** 無料 (定員 100 名)

建築施工管理技士も受講対象者に拡大しとるけん。



## <対象者>

### 愛媛県内在住または在勤の

- ▶ 建築士 (一級・二級・木造) または平成 30 年建築士試験合格者★
- ▶ 1 級建築施工管理技士
- ▶ 2 級建築施工管理技士 (種別で躯体・仕上げを除く)
- ▶ 地方公共団体の職員で、建築に関する実務経験 3 年以上 (設計、工事監理、工事指導監督、施工管理、確認審査業務等) ※実務経験証明用紙は建築士会 HP より印刷してください。

## <テキスト>

「被災建築物応急危険度判定マニュアル」

※ 新規受講者のみに配布いたします

## <講師>

愛媛県担当者

愛媛県建築士会教育事業委員会副委員長



平成 28 年 4 月 熊本地震



## 【申込方法】

- ① **新規受講者の方**は受講申込書と※愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士認定申請書を下記住所へ郵送又は持参にてお申し込みください。2 月 5 日受講終了後に応急危険度判定士登録証をお渡しいたします。(※応急危険度判定士認定申請書の添付書類(3)受講修了証の写しは建築士会で用意しますので、その他の(1)(2)(4)の書類を添付して申請してください。)
- ② **既に判定士の方**は受講申込書と応急危険度判定士登録証をファックスしてください。
- ③ **建築士試験合格者**は、受講申込書のみで構いません。ファックスにてお申し込みください。

# 地震被災建築物の「応急危険度判定」講習会受講申込書 平成 年 月 日

【申込先】(公社)愛媛県建築士会事務局 〒790-0011 松山市千舟町4丁目4-1 グランディア千舟3FA号

フリガナ		生 年 月 日
氏 名		昭 和 平 成 年 月 日
種 別 (該当する□を塗り つぶしてください。)	<input type="checkbox"/> 建築士 (□一級 □二級 □木造 ) <input type="checkbox"/> 30年建築士試験合格者 (□一級 □二級 □木造 ) <input type="checkbox"/> 1級建築施工管理技士 <input type="checkbox"/> 2級建築施工管理技士 (躯体、仕上げ除く) <input type="checkbox"/> 地方公共団体の職員 (建築に関する実務3年以上)	
自宅住所	〒      ー	(携帯電話 ) (受講番号返信用FAX )
CPD番号	(CPD参加者のみ)	

※ 以下の項目について、該当する番号に○を付けてください。

応急危険度判定士認定 (新規)申請書の提出 について	<p>1. 申請する      2. 既に判定士である。      3. 建築士合格者である。</p> <p>※1に○をした方は、受講申込書と応急危険度判定士認定士認定申請書(添付書類)を郵送してください。</p> <p>※2に○をした方は、受講申込書と応急危険度判定士登録証をFAXしてください。 <u>当日テキストを忘れずご持参下さい。</u></p> <p>※3に○をした方は、受講申込書をFAXしてください。建築士免許証が出来ましたら、応急危険度判定士認定申請書を愛媛県庁建築住宅課へ速やかに提出してください。</p>
----------------------------------	---

	<p>お申込みありがとうございます。</p> <p>番で受け付けました。 返信されたFAXを会場にご持参ください。</p>
---	---

## [愛媛県からのお知らせ]

### 愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の登録の更新・再登録について

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課

平素より皆様には、本県の建築行政の推進についてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当該登録制度では、登録有効期間を5年間としております。近々有効期間が満了となる方、既に満了とされた方におかれましては、更新・再登録の手続きをお願いします。

県では、判定士の方々の更新・再登録にかかる負担を軽減し、多くの判定士の方々に登録を更新・再登録していただくため、一度登録された方に対しては、講習会の再受講に代え、全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページに掲載している技術資料での自主研修により更新・再登録を可能といたしましたので、今回の講習の受講は更新・再登録の条件ではないことをお知らせします。また、住所等の変更が生じた場合は、変更届を県へ提出してください。

【登録等については】 〒790-8570 松山市一番町4-4-2 愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 建築指導係  
TEL 089-912-2757

愛媛県公式ホームページ>被災建築物応急危険度判定について <http://www.pref.ehime.jp/h41000/oq.html>

(参 考) 全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページ <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/oq>